

## 「指定通所介護」重要事項説明書

当施設は介護保険および第一号通所事業の指定を受けています。  
( 茨城県指定第 0873200141 号 )

当施設はご契約者に対して指定通所介護、介護予防通所介護及び第1号通所事業に基づくサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通り説明致します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」、「要介護」と認定された方および「事業対象者」と判定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも、サービスの利用は可能です。

### 1. 事業者

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 慈永会      |
| (2) 法人所在地 | 茨城県笠間市橋爪462番地の1 |
| (3) 電話番号  | 0296-78-2221    |
| (4) 代表者名  | 理事長 根本 賢        |
| (5) 設立年月  | 平成 5年 2月        |

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 (事業所番号 0873200141)
- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 指定通所介護事業所   | 平成12年 1月31日茨城県指定 |
| 指定介護予防通所事業所 | 平成18年 4月 1日茨城県指定 |
| 第一号通所事業所    | 平成29年 4月 1日笠間市指定 |
- ※当事業所は特別養護老人ホーム宍戸苑に併設されています。
- (2) 事業所の名称 宍戸苑指定通所介護事業所
- (3) 事業所の所在地 茨城県笠間市橋爪462番地の1
- (4) 電話番号 0296-78-2221
- (5) 事業所長 (管理者) 氏名 施設長 根本 玄
- (6) 開設年月 平成 5年 2月
- (7) 通常の実施地域 笠間市全域とする。※

※上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### 3. 事業の目的

要支援・要介護状態または事業対象者である利用者がその有する能力に応じて、可能な限り居宅において、自立した生活を営むことができるよう生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービス

提供することを目的とします。

#### 4.運営の方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他の関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護・要支援状態の維持軽減または悪化の防止又は介護予防のため適切なサービスの提供に努めます。

#### 5.提供するサービスの内容

通所介護（または介護予防通所介護および第一号通所事業）は事業所が設置する事業所（サービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持又は改善を図るサービスです。

#### 6.サービス提供日時

月 ～ 土	午前 9 : 15～午後 4 : 30
日	休 業

・ 1月1日 ～ 1月3日は特別休業とする。（祝日は営業しております。）

#### 7.利用定員 25 人

### 3. 職員の配置状況・勤務体制

#### 職員配置

職 種	人 数
1. 管理者	1
2. 介護職員	6（兼務1）
3. 生活相談員	2（兼務1）
4. 看護職員	2（兼務3）
5. 機能訓練指導員	2（兼務3）
6. 栄養士	1

#### 勤務体制

職 種	勤務体制
1. 介護職員	8 : 15～17 : 30 8 : 30～17 : 45
2. 看護職員	9 : 15～11 : 00
3. 機能訓練指導員	9 : 15～11 : 00

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |  |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険および総合事業の給付の対象となる場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

1) 介護保険および総合事業給付の対象となるサービス（契約書 第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（負担割合により9割または8割または7割）が介護保険および総合事業より給付されます。

〈サービスの概要〉

① 入浴

ご契約者の状態に合わせた入浴、又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴する事ができます。

② 排泄

ご契約者の残存能力を生かし、ご契約者にあった排泄介助を致します。

③ 機能訓練（介護予防）

介護予防運動指導員を中心に、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。また、これについて、定期的に記録をとり評価します。

④ 送迎

ご契約者の自宅より、苑までの区間を送迎致します。送迎時間は、当該利用日に利用されるご契約者の居住場所・ルートにより多少のズレが生じます。

又、ご契約者及びご家族の希望がある場合には、その限りではないものとします。

〈サービス利用料金(1回あたり)〉(契約書 第7条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険及び総合事業給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)なお地域区分加算のため1単位は10.14円として計算します。

【介護給付サービス】

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	1日あたり	658	777	900	1,023	1,148
全利用者対象加算		単位数	加算内容			
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1回あたり	18	介護福祉士50%以上			
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	1か月あたり	×9.0%	1か月の合計単位数に9.0%を乗じ、小数点以下を四捨五入したもの			

その他、必要時にいただく加算		単位数	加算内容
入浴介助加算 I	1日あたり	40	入浴介助を行う。
口腔・栄養スクリーニング加算(1)	1回あたり	20	利用者様の口腔の健康状態及び栄養状態についての確認を行う。
個別機能訓練加算 I (イ)	1日あたり	56	機能訓練指導員が利用者様の居宅を訪問し、ニーズの把握、計画書作成、機能訓練を実施し評価を行う。
中重度ケア加算	1日あたり	45	対象となる利用者様の社会性の維持を図り、在宅生活維持に必要なケアやプログラムを実施している。
認知症加算	1日あたり	60	認知症ケアに関する専門研修を修了した職員の配置し、専門的なケアを行う。
ADL維持等加算 III	1か月あたり	3	機能訓練指導員が利用者様のADL(日常生活動作)値を測定し厚生労働省へ提出している。
科学的介護推進体制加算	1か月あたり	40	利用者様の心身の状況(栄養状態、口腔機能、認知症状況、ADL値等)を厚生労働省に提出、必要に応じてサービス計画の見直すなど適切かつ有効的にサービスを提供するための情報を活用する。
若年性認知症受入加算	1日あたり	60	若年性認知症患者ごとに担当者を定め、特性やニーズに応じてサービス提供を行う。

※ 送迎料金は、上記の基本料金内に含まれていますが、要介護認定者については送迎を行わない場合片道 47 単位の減算となります。

【第一号通所事業:介護予防通所介護相当サービス】

		要支援1 事業対象者(月4回以内)	要支援2 事業対象者(月8回以内)
基本単位	1回あたり	436	447

全利用者対象加算		要支援1 事業対象者(月4回以内)	要支援2 事業対象者(月8回以内)
サービス提供体制強化加算 II	1か月あたり	72	144
介護職員特定処遇改善加算 II	1か月あたり	1か月の合計単位数に9.0%を乗じ、 小数点以下を四捨五入したもの	

☆ ご契約者がまだ要介護、要支援又は事業対象者としての認定(要介護認定等)を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護認定等を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険及び総合事業の給付対象とならないサービス(契約書 第5条、第7条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### ①食事、及び材料の提供(食材料費)

ご契約者に提供する食事、及び材料にかかる費用です。

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

- ・ 食事時間 12:00 ~ 13:00      料金:1回あたり 600 円(昼食)

#### ②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと本市境界との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

1キロメートルにつき 20 円

#### ③行事等

行事等に参加ご希望の方は、必要経費をご負担いただきます。

#### ④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。

1枚につき 10 円

#### ⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(例) おむつ代 実費

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2ヶ月前までにご説明します。

### (3)利用料金のお支払方法(契約書 第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、利用月毎に請求いたします。

口座引き落とし、現金払いのいずれかの方法によりお支払いください。

### (4)利用の中止、変更、追加(契約書 第8条参照)

○ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は、変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事ができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

### 5. 情報開示について (契約書 第10条参照)

当事業者は、契約者に対する通所介護サービスについての記録（個別ケース記録、排泄記録、食事摂取記録など）を作成し、契約者またはその家族より要求があった場合には、これを開示します。

又、希望に応じ、複写・交付を行う事ができるものとします。

### 6. 身体拘束・精神拘束の排除について (契約書 第10条参照)

事業者は、契約者に対し、心身の危険を伴うような相当の事由がない限り、行動を抑制する、長時間による座位保持、言葉による苦痛・虐待など、心身の拘束を行なってはならないものとします。

また、やむを得ず行なう場合には、契約者またはその家族の了解を得るものとします。

### 7. 人権擁護・虐待防止について

事業者は契約者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため責任者を設置し、対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施を定めることとします。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に報告します。

## 8.緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

### <主治医>

医療機関の名称 \_\_\_\_\_

医療機関の所在地 \_\_\_\_\_

医療機関の電話番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### <緊急連絡先（家族等）>

氏 名（利用者との続柄） \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ ）

電話番号 \_\_\_\_\_

## 9.事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 10. 苦情の受付について（契約書 第22条参照）

#### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

##### ○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 富田 由美枝・小松 智晴

##### ○受付時間 毎週 月曜日 ～ 土曜日

午前8:30 ～ 午後6:00

#### 第三者による評価の実施状況

1 あり 実施日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

評価機関名 :

結果の開示 :

② なし

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

笠間市・市役所 介護保険担当課	所在地 笠間市中央3-2-1 電話番号 0296-77-1101 FAX 0296-77-1162 受付時間 8:30 ~ 17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町978-26 電話番号 029-301-1550 FAX 029-301-1575 受付時間 8:30 ~ 17:00
茨城県社会福祉協議会	所在地 水戸市千波町1918 県総合福祉会館内 電話番号 029-241-1133 FAX 029-241-1434 受付時間 8:30 ~ 17:00

### 1.1. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたってご留意いただきたいことは以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（または地域包括支援センター）または当事業所の担当者へご連絡ください。

### 1.2. ハラスメント対策

- (1) 介護職員への著しい迷惑行為（ハラスメント）は介護サービスの継続に支障をきたすこともありますので、円滑なサービス提供を実施するためにもご協力をお願いいたします。また、そういった行為を発見した場合には関係機関と連携し、対応を検討します。

### 1.3. 非常災害対策

- (1) 事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、非常災害に関する対応マニュアルを策定しております。
- (2) 自然災害が発生した場合でも必要な介護サービスが継続できるよう計画等の策定、職員研修および訓練（シュミレーション）を実施します。



#### 1 4. 感染症対策

- (1) 事業者は感染症についての対応マニュアル策定、感染症の発生およびまん延等に関する取り組みを徹底します。
- (2) 施設や使用する食器類その他設備について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- (3) 感染症が発生した場合でも必要な介護サービスが継続できるよう計画の策定、感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修および訓練（シュミレーション）を実施します。

#### 1 5. 地域交流について

事業者は事業所の所在する地域での社会参加活動の実施、地域の方々やボランティア団体との交流の場を設け、地域の様々な活動への参加を積極的に行います。

令和 年 月 日

指定通所介護、指定介護予防通所介護又は第1号通所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

通所介護事業所 宍戸苑指定通所介護事業所

説 明 者 生活相談員 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護（指定介護予防通所介護、第1号通所）サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

家族又は代理人

住 所 \_\_\_\_\_

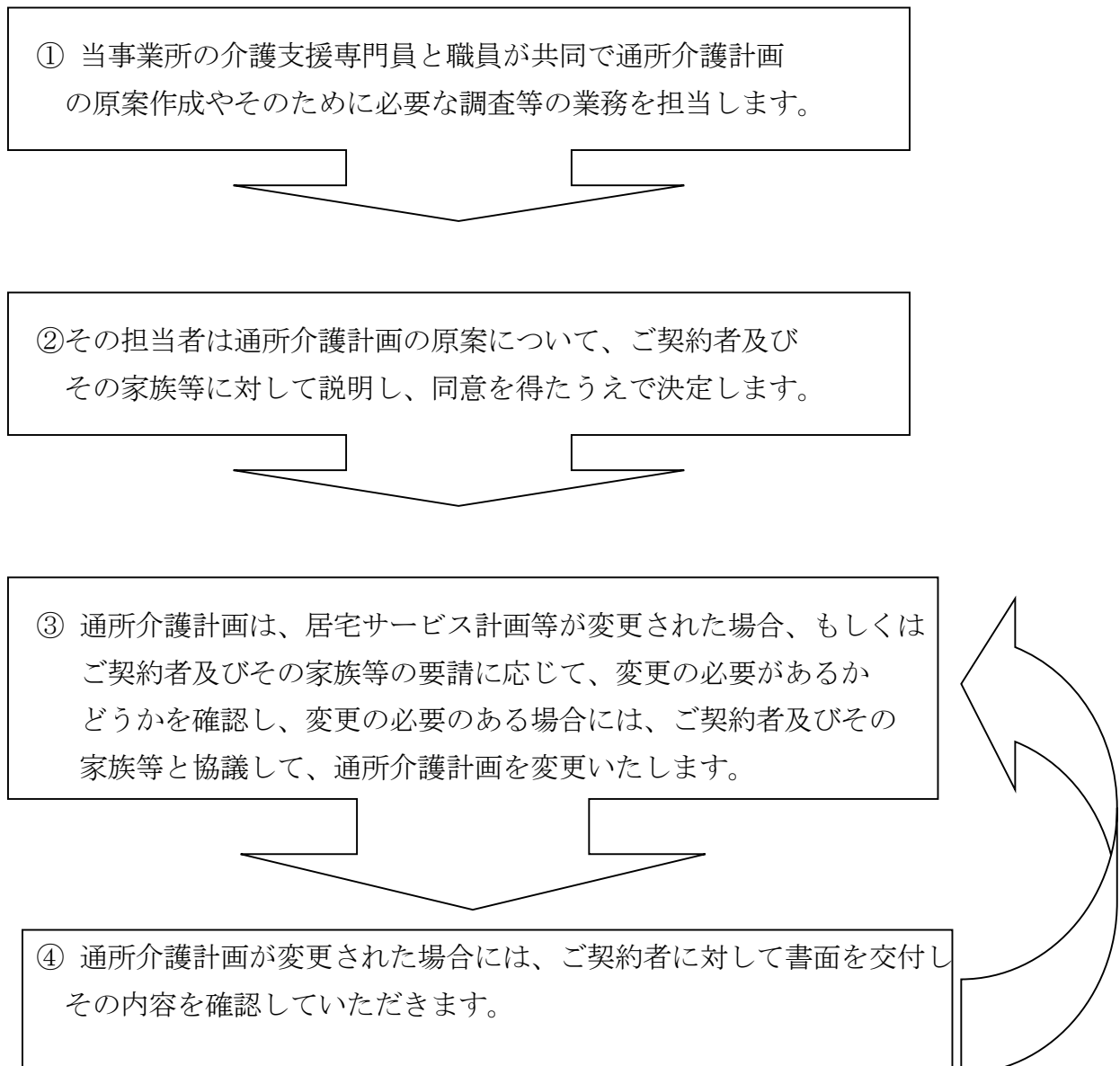
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

## 重要事項説明書付属文書

### 1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は介護予防マネジメント（以下「居宅サービス計画等」という）がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画等（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険・総合事業給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払いー5頁参照）

居宅サービス計画等（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画等に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定等を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービス提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。

要支援、要介護、事業対象と認定された場合

- 居宅サービス計画等を作成していただきます。必要に応じ居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

居宅サービス計画等の作成

- 作成された居宅サービス計画等に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 総合事業・介護保険給付対象サービスについては、総合事業・介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

自立と認定された場合

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

## 2. サービス提供における事業者の義務（契約書 第10条、第11条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第10条、第11条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定すると共に、ご契約者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管すると共に、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧でき、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者、またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑦ 事業所はリスクマネジメントの為に安全対策について担当者を設置し、事故発生防止及び事故発生の報告・分析・対応をサービス従事者又は従業員に周知するための委員会を設置し、事故発生防止の為に研修を実施します。

## 3. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 施設・設備の使用上の注意（契約書 第12条、第13条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払頂く場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

## (2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

### 4. 損害賠償について（契約書 第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 5. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に 6 ヶ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書 第17条参照）

ご契約者が死亡した場合

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合又は総合事業非該当と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が事業所の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書 第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、契約終了希望日前に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ ご契約者の「居宅サービス計画等」が変更された場合
- ⑤ 事業者もしくは、サービス従業者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従業者が、守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従業者が、故意または過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷付け、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財産・信用等を傷付けた場合、もしくは傷付けられる恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書 第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させて頂く事があります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従業者、もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行なう事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ サービス従事者又は従業員が、契約者又は代理人から執拗なパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等のハラスメント行為を受け、再三に亘る勧告を受けたにもかかわらずこれが行われた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書 第17条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。